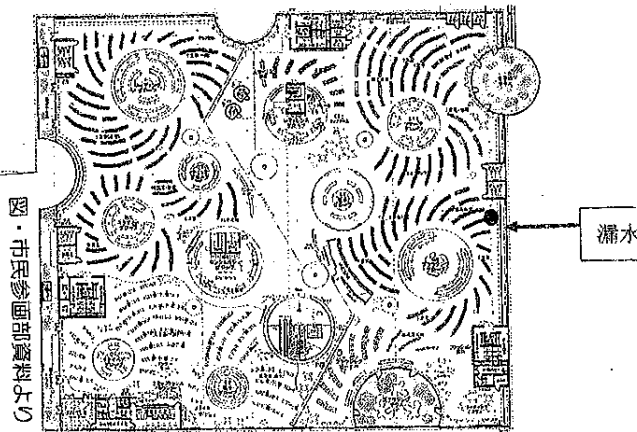




12月13日 メディコスで雨漏り？

夏型結露ではない。12月では！

2階図書館東側の窓際（中央）



12月13日（火）19時30分頃、メディアコスモスの2階図書館東の窓際で水が落ちているのを市民が発見。通報された。量は1分間に約30滴。13日は大雨で、水は14日午前7時頃に止まった。

既に「人体からの水分が漏水原因」説は先の文教委員会での「松原のりかず質問」に戸田建設が「マンションのような密閉した空間ではあるが、メディコスのような広い建物では前例は

無い」と答弁し、この説の詭弁を印象付けた。では「夏型結露」説は12月で「夏型」と言えないだろう。「先日の文教委員会で雄弁に説明された」伊藤設計は現場を見に来ていたそうだが、今度は、どんな説明をされるのか。1年半もの不備は「雨漏り」と認めなければ、誠実な仕事は出来ない。この設計者を選んだ市長の責任は重い。

岐阜市議会 11月議会 松原のりかず 反対討論から

第212号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正（増額）

する条例制定について

総務委員会でも申し述べましたが、岐阜市長給与月額109万円、1期4年間毎の退職金3,139万2千円は既に一般市民生活に比べて高額となっています。現在の市民生活と、経済情勢下での引き上げには疑問が残ります。

羽島市長は退職金1,760万円の実質返上となるように、月額給与を規定額より20万円も減額する条例改正案を、本年12月議会に提案、可決と報道されています。羽島市長の給与減額は2回目です。

細江岐阜市長も **みならわれる** ことを強く求め、条例改正には反対です。

連絡先 市議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

大野つう元市議に関する刑事告発

政務活動費に関して、16日に地検に提出された告発状の 要旨は以下のとおり

中日新聞平成28年11月1日朝刊の報道によれば、被告発人は岐阜市議会議員だった平成25年度平成26年度、給油所を経営していた知人からもらった白紙領収書を使い、政務活動費計約13,000円を不正に受給（詐欺罪）していた事を認めている。給油所発行の白紙領収書計3枚に、自ら金額、日付を記載した（有印私文書偽造罪）。給油所は平成25年4月30日（危険物取扱所廃止届出書・岐阜市受付平成25年5月2日）に廃業されたが、領収書では被告発人が平成25年7月以降ガソリン代を支出したことになる。（あて先岐阜市議会議長の政務活動費収支報告書の支払伝票に添付は同行使罪、収支報告書作成は、虚偽有印公文書作成同行使）。

平成25年度平成26年度の2年間に計85回の後援会研修会を開き約72万円の政務活動費を受給していた。岐阜市議会は後援会員の研修会費の政務活動費支出は認めていない、この新聞報道後、岐阜市議会事務局に書類が保存されている4年間で被告発人の不正受給返還額は、1,936,522円である。被告発人は市議会議員を6期24年間務めており、新聞報道後の返還であることを考えると、報道が無ければ返還は実現されなかったと思われる。

24年間の議員期間を加味すれば、返還対象は拡大する可能性がある。被告発人は、不正受給発覚当時岐阜市社会福祉協議会会長、岐阜県防犯協会理事長の重責にあった。不正受給発覚後、岐阜市社会福祉協議会会長と岐阜県防犯協会理事長は退任したが、引き続き社会福祉協議会役員を継続し、防犯協会は岐阜中地区防犯連絡協議会会員として在任している。現在も本郷自治会連合会長であり、地域での青少年健全育成の活動では、健全育成についての挨拶をする立場である。

福祉では岐阜市の福祉行政と地域各種団体との窓口となる役職である。公金・税金の不正受給への責任感があまりにも希薄である。以上のとおり、上記行為は刑法159条1項、刑法161条1項、刑法156条、刑法158条1項、刑法246条1項に該当すると思慮しますので、被告発人の厳重な処罰を求めるため、関係書類を添えて、ここに告発いたします。



松原のりかず
☎058-253-2500

12月22日 伊藤哲さん公務災害裁判判決 13時15分